

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成18年6月15日(2006.6.15)

【公開番号】特開2000-337479(P2000-337479A)

【公開日】平成12年12月5日(2000.12.5)

【出願番号】特願平11-145956

【国際特許分類】

**F 16 H 55/36 (2006.01)**

**F 16 D 41/06 (2006.01)**

【F I】

F 16 H 55/36 Z

F 16 D 41/06 F

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月21日(2006.4.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

又、上記ラジアルころ軸受9は、上記外輪19の先半部(図1の左半部)と前記スリーブ8の先端部外周面に形成した内輪軌道18とを含んで構成している。即ち、上記外輪19の先半部内周面と上記内輪軌道18との間に、合成樹脂により籠型円筒状に形成されたころ軸受用保持器24と、このころ軸受用保持器24により転動自在に保持された複数のころ25とを設けている。又、上記外輪19の先端部内周面と上記スリーブ8の先端部外周面との間の隙間は、シールリング26により塞いでいる。このシールリング26は、芯金27と弾性材28とにより構成しており、上記外輪19の先端部内周面に、この弾性材28の外径を弾性的に縮めた状態で、内嵌支持している。そして、この弾性材28に設けた複数本のシールリップの先端縁を、上記スリーブ8の先端部外周面、並びに上記鍔部20の内側面に摺接若しくは当接させている。又、上述の様にローラクラッチとラジアルころ軸受9とを組み付けた状態で、上記クラッチ用保持器21ところ軸受用保持器24とは、上記外輪19の基端部に設けた鍔部20の内側面と上記シールリング26を構成する芯金27の側面との間に配置されて、軸方向に変位するのを阻止される。